

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています！

<用語の定義>

Uターン者・・・町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住居登録した人
(但し、在学期間は含まない)

Iターン者・・・町外出身者であって、新たに八峰町に住居登録した人

<交付対象者> 八峰町に住居登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

<申請期間> 申請期間は住居登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》

〔平成28年3月1日を基準日とした場合、平成26年2月28日以前に転入した人は住民登録から2年が経過しているため申請することができません〕

<返還規定> 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額又は一部返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額 ①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

住民票謄本、戸籍の附票謄本（転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの）等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件

(以前の規定:「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」)

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用

・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電（テレビ、洗濯機等）の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額（千円未満切捨）を助成します。

(以前の規定:「但し、改修等に要した費用の額（千円未満切捨）に応じて、50万円を上限として助成します。」)

4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

<必要な添付書類>

定住奨励金の「交付決定通知書」（定住奨励金の申請と同時に進行場合は不要）、工事内容を確認できる書類（工事請負契約書、見積書）、施工箇所の写真 等

※ 補助金の交付を受けることができない場合もありますので、詳細は下記へお問合せください。

【問合せ先 八峰町企画財政課 企画係 TEL: 0185-76-4603】

偲ぶ心に
真心を込めて。

法事用
料理

お寿司・お刺身
オードブル承ります

八峰町地区[昼・夜とも]
3,000円以上で配達致します。

お寿司の宅配とお持ち帰り

すしたいむ
鮭待夢
SUSHI TIME

能代店 能代市南陽崎31-20
TEL.0185-55-3277

葬儀用供物の「送り飾り」(仏事アートフラワースタンド)
鮭待夢の商品券を添えてお届けします。



あなたの空き家を貸してください！

10年間、月額 **最大25,000円** の家賃収入が入ります！

八峰町では、移住定住施策の一環として、町内にある空き家を町がお借りし、必要なりフォームを行い、本町への移住をお考えの方に生活を体験してもらう「お試し住宅」として活用する事業を実施しています。

応募者の要件

次のすべての要件を満たす方が応募できます。

1. 空き家及びその敷地の両方を所有していること。
※1 共有物件の場合は、共有者のすべてが同意していること。
※2 登記上の所有者が既に死亡している場合は、権利者全員の承諾書が必要です。
2. 町税、使用料等の滞納が無いこと。
3. 破産手続開始の申立て等がされていないこと。
4. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

応募物件の要件

次のすべての要件を満たす物件について応募できます。

1. 現況において居住可能な状態のもので、屋根、外壁、土台など構造体について修繕の必要がないものであること。
2. 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行もしくは競売又は滞納処分がされていないこと。

借上げに関する内容・要件

1. 借上げ期間は10年間を基本とし、期間満了時には借り上げた住宅を返却します。
2. 借上げ料は、改修費用に応じて20,000円～25,000円の範囲で決定します。
3. 借上げ料以外は、敷金、権利金等名目のいかなを問わずお支払いしません。
4. 借上げた空き家等、改修が必要な場合は、450万円を限度に八峰町が改修を行います。
5. 改修については、改修の内容を所有者と協議の上行います。
6. 借上げ期間内の入居管理は町が行います。

応募方法

「空き家提供申込書」に必要書類を添えて、企画財政課へ提出してください。

※申込用紙は企画財政課窓口に備え付けてあるほか、ホームページからもダウンロード可能。

応募締切り

平成28年4月28日(木) 午後5時まで

選考・採用について

応募された建物については、現地調査等による審査・選考を行います。

採用・不採用の決定は、5月下旬に文書で結果を通知します。(採用戸数：2戸を予定)

問合せ先

八峰町企画財政課

☎0185-76-4603 (受付時間：平日 午前9時～午後5時)

FAX：0185-76-2113 Eメール：kikaku@town.happou.akita.jp